

其定規之圖ニシテ目的トス

第五條 下組左ノ前条ノ目的ヲ

達スル為ニテノ部門ノ選定

組織部 評議部 財政部

國際部 調査部 賦收部

人事 部内 部教育 止收部

(本部 組織 別ニ定ム)

第三 章

入信 其 格 限 退 力 降 力

第六條 第三條ニ詳カスル者ニテ本

組左ノ部ニシテ其ノ部ノ何人

ノ共同ニ由リ加入スル者ト

但シ其ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第七條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第八條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第九條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第十條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第十一條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第十二條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第十三條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第十四條 下組左ノ部ニシテ其ノ部ノ

員又ニ組左ノ部ノ員又ニ本員會

ノ部員ニ由リ加入スル者ト

第五條 同上

第三 章  
入信 其 格 限 退 力 降 力

第六條 同上

第七條 同上

第八條 同上

第九條 同上

第十條 同上

第十一條 同上

第十二條 同上